

仕様書

1 業務名

円山動物園消防用設備点検業務

2 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 対象施設の概要

(1) 所在地

札幌市中央区宮ヶ丘 3 番地 1

円山動物園

(2) 規模

敷地面積 224,780 m²

対象施設数 43 (別図 1 : 円山動物園対象施設配置図参照)

(3) 開園時間

3 月 1 日～10 月 31 日 9 時 30 分～16 時 30 分

11 月 1 日～2 月 28 日 9 時 30 分～16 時 00 分

4 業務仕様

(1) 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（令和 5 年版）」（以下「共通仕様書」という。）による。

(2) 本仕様書及び共通仕様書に記載されていない事項は、委託者と協議する。

5 業務内容

(1) 一般

ア 本業務は、消防用設備及び関連設備の安全かつ良好な状態を確保するため、消防法第 17 条の 3 の 3 及び同施行規則第 31 条の 6 の規定に基づき、法定及び保守点検を実施するものである。

イ 業務の履行にあたっては、業務仕様書に示す法令遵守ほか、「消防法」その他関係法令の定めるところによる。

ウ 業務の履行にあたっては以下によるほか、最新の改正に従うこと。

- (ア) 平成 16 年 5 月 31 日付消防庁告示第 9 号「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」
 - (イ) 昭和 50 年 10 月 16 日付消防庁告示第 14 号「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」
 - (ウ) 平成 14 年 6 月 11 日付消防予第 172 号「消防用設備等の点検要領の全部改正について」
 - (エ) 平成 14 年 6 月 11 日付消防予第 173 号「消防用設備等の点検に係る運用について」
- (2) 機器点検及び総合点検
- 別表 1「消防用設備一覧表」及び別表 2「消火器配置表」の消防用設備を対象に機器点検及び総合点検を行う。
- 消防用設備の配置は別図 2「建物図面 1～43」による。
- 総合点検における消火栓の放水試験については、カバライオン館、麒麟館、ホッキョクグマ館、ゾウ舎において委託者の指示する 8 か所で実施する。
- (3) その他の業務
- ア 点検の結果、機器の修繕や消火器の交換等が必要と判断された場合には、報告書にその詳細を記載し、それらに係る見積書を委託者に提出する。
- イ 本業務に関係する関係官庁、その他法令に基づく申請手続き等は、業務に支障のないよう遅滞なく行うこと。なお、申請手続き等に要する費用は受託者の負担とする。

6 業務実施における一般事項

- (1) 点検時に異常を発見した場合は、同様な異常の発生が予想される個所の点検を併せて行う。
- (2) 点検の結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。
 - ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
 - イ 取付不良、動作不良、ずれ等がある場合の調整
 - ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
 - エ 次に示す消耗部品の交換又は補充
 - (ア) 潤滑油、グリス、充填油類
 - (イ) ランプ類、ヒューズ類

(ウ) パッキン、ガスケット、Ｏリング

オ 接触部分、回転部分等への注油

カ 軽微な損傷がある部分の補修及び軽微な塗装

キ その他これらに類する軽微な作業

(3) 受託者の負担の範囲

ア 業務の実施に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受託者の負担とする。

イ 業務の実施に必要な消耗部品、材料、油脂等は、受託者の負担とする。

ウ 保守点検に必要な電気・水道の使用については、無償とする。

(4) 業務実施にあたり不明な事項については、必ず事前に委託者に確認すること。

7 業務実施時期

(1) 機器点検については令和7年5月に行う。

(2) 総合点検（機器点検含む）については令和7年11月に行う。

(3) 上記(1)(2)の詳細な実施日時については、委託者と協議の上決定する。また、作業に伴い来園者、飼育動物あるいは動物園関係者に影響を及ぼす恐れのある場合は、事前に委託者と協議の上、委託者の指示する日時に作業を実施すること。

8 業務従事者の資格要件等

(1) 受託者は、当該業務を遂行するにあたり、業務従事者の中から業務責任者を定め、委託者に届け出る。また、業務責任者を変更する場合も同様とする。業務責任者は、受託者と直接雇用関係にある者で、かつ、消防設備士第1類、第4類及び第6類の資格を全て有する者、または、消防設備点検資格者第1種及び第2種を有する者であること。

(2) 業務従事者は、消防法施行規則第31条の6に基づく業務に必要な資格を有するものとする。

(3) 業務責任者は、業務目的、作業内容、委託者の指示事項等を業務従事者へ周知徹底を図ること。

(4) 受託者は、業務従事者の技術の向上と、対象設備の把握のための社内教育に努めること。また、市民に接するときは誠意ある対応を行うこと。

9 服装等

- (1) 業務従事者は、作業に合った制服を着用する。
- (2) 業務従事者は、制服の胸部等に名札を着けて業務を行う。
- (3) 業務従事者は、制服の腕部に当該業務の受託者であることがわかる腕章を着けて業務を行う。

10 業務関係図書

- (1) 業務の履行開始日の前日までに提出する書類
 - ア 業務責任者指定通知書
業務責任者の指定通知書を、経歴書、必須資格免状の写し、雇用状況の確認できる書類の写しを添付し提出。
 - イ 業務従事者名簿
保守点検を行う業務従事者の名簿を、経歴書、必須資格免状の写し、雇用状況の確認できる書類の写しを添付し提出。
 - ウ 緊急連絡先
 - エ 年間作業計画書
- (2) 各点検実施日の2週間前までに提出する書類
 - ア 点検作業計画書（施設ごとに実施時間を明記すること）
- (3) 点検終了後速やかに提出する書類
 - ア 本仕様書5（1）ウに基づく報告書
 - イ 不具合個所の詳細、写真及び見積書

11 環境負荷の低減に関する事項

- (1) 電気・水道等の仕様にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 紙を使用する場合は、環境に配慮した用紙を使用し、複数ページにわたる場合は、原則として両面印刷とすること。

12 その他

- (1) 鳥インフルエンザ等の流行時には、委託者の実施する感染症対策等に協力すること。
- (2) 円山動物園敷地内は全面禁煙である。
- (3) 市有財産を破損させた場合、直ちに委託者に報告し、受託者の負担で修理修復す

ること。

- (4) 保守点検時の車両は、委託者の指定する場所に駐車すること。なお、開園時間中の観覧通路の車両通行は、緊急時を除いて原則禁止する。

13 発注担当

環境局円山動物園経営管理課 (011-615-8097)

札幌市中央区宮ヶ丘3番地1 円山動物園 動物園センター1階